

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 3 月 1 8 日 提 出

案 件 担 当 部 課 等	総務部人事課
案 件 名 称	第 3 期 三 浦 市 特 定 事 業 主 行 動 計 画 の 策 定 に つ い て
部 門 経 営 部 会 議 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>第 3 期 三 浦 市 特 定 事 業 主 行 動 計 画 を 別 添 の と お り 策 定 す る こ と に つ い て</p>	
<p>現状と課題</p> <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条において、『国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。）を定めなければならない。』と規定されている。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法第 19 条においても、『特定事業主は、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。）を策定するものとする。』と規定されている。</p> <p>そのため、前計画期間（令和 2 年度から令和 7 年度まで）における目標とその取組等を振り返り、第 3 期計画（令和 8 年度から令和 12 年度まで）における本市目標及び目標達成に向けた取組等を別添のとおり定めるものである。</p> <p>また、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況について、毎年 1 回点検・評価し、その結果を公表する。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>本計画は、策定を義務付けられたものであり、審議決定後、法律の規定により、遅滞なく公表する必要がある。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p>	

備考 説明員 上郷人事課長 南人事課主査